

あきた女性活躍チャレンジ企業募集要領

(総則)

第1 この要領は、秋田県（以下「県」という。）が女性活躍・定着促進企業応援事業として実施する、あきた女性活躍チャレンジ企業（以下「チャレンジ企業」という。）の募集及び選定の手続き等に関し、必要な事項について定めるものです。

(目的)

第2 人口の社会減の抑制に向けて女性の県内定着を促進するため、女性従業員の個性と能力が発揮できる新たなプロジェクト事業の実施等に取り組むチャレンジ企業を選定し、事業実施へのサポートを行うなど、女性活躍のモデルとなるチャレンジ企業の育成を通して、女性の新たな雇用拡大や定着に結びつけることを目的とします。

(募集対象事業)

第3 女性従業員を中心とした新たな業務体制（プロジェクトチーム等）を構築し、女性の能力やアイデアを活かした商品、サービスの開発や高付加価値化などを行う取組とします。業種、業態は問いません。

(応募者の要件)

第4 次に掲げる要件の全てを満たす企業とします。

- (1) 県内に本社（主たる事業所）を有し、秋田県に納付（納入）すべき県税に滞納がないこと
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（以下「行動計画」という。）を策定している又は6か月以内に策定する予定であること
- (3) 常時雇用労働者数が300人以下であること
- (4) 過去3年以内において関係法令に違反する重大な事実がないこと
- (5) 事業を完遂できる見込みがあること

(応募)

第5 応募者は、次により事業計画書類を提出してください。

(1) 提出書類、部数

① 事業計画書（別紙様式）

正本1部、副本5部

正本のみ代表者印を押印してください。

② 添付書類

必要に応じて、事業計画書に添付してください。

(2) 提出期限

令和2年2月20日（木）17時まで（必着）

(3) 提出先

〒010-0851 秋田市手形山崎町10-1

株式会社あきた総研（女性活躍・定着促進企業応援事業 事務局）

TEL. 018-889-2908

(4)提出方法

(3)の提出先に、持参又は郵送により提出してください。

(5)その他

- ①企画書の作成費用は、選定結果にかかわらず応募者の負担とします。
- ②提出書類は返却しないものとします。

(審査、選定)

- 第6 県が実施する審査会において、応募者からのヒアリング及び事業計画書類の審査によりチャレンジ企業を選定するものとします。
- 2 審査は、別紙「『あきた女性活躍チャレンジ企業』選定方法等について」に基づき行います。
 - 3 事業計画の内容等については、審査会の意見により変更を求める場合があります。
 - 4 審査結果は、全ての応募者に対して通知します。

(事業のサポート)

- 第7 県は、選定されたチャレンジ企業に対し、事業の企画立案から実施までの過程において、専門家による助言など伴走型のサポートを行うものとします。

(中間報告)

- 第8 県は、チャレンジ企業の事業の実施状況等について、必要な報告を求めることができるものとします。

(その他)

- 第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

『あきた女性活躍チャレンジ企業』選定方法等について

I チャレンジ企業の選定方法

県が設置する審査会において、あきた女性活躍チャレンジ企業募集要領に基づく応募者からのヒアリング及び事業計画書類の審査、審査員の協議により総合的に評価し、チャレンジ企業を選定します。

II 評価方法

評価は、次の観点により行います。

○女性の活躍に関する対応方針

企業として、女性人材の育成、活用に向け、具体的な目標を持ち取り組んでいるか。

○事業目的・内容の妥当性

事業の目的・内容が、市場動向や自社の経営資源等の分析に基づく、適切で妥当なものであるか。

○新規性・モデル性

事業が女性による新たな視点、発想や手法を取り入れるもので、他の企業にとって参考となり得るものであるか。

○実現性

事業が無理のない計画で、実施するうえで必要となる技術、資金等は調達可能なものであるか。

○雇用拡大・地域への貢献

事業が将来の女性の登用や雇用拡大、従業員の処遇改善に結びつくと見込まれ、地域への波及効果をもたらすものであるか。

○公益性

事業が地域課題の解決や社会的ニーズへの対応に寄与するものであるか。